

高度人材ポイント特別加算 認定制度開始のご案内

2021年4月1日以降、東京都の金融系外国企業誘致関連事業を活用した外国企業等に就労する外国人は、東京都の認定を受けた場合、国家戦略特別区域法の規定に基づく『高度人材ポイント制』の対象となります。

2021年4月1日から、金融ワンストップ支援サービスにて受付開始！

高度人材ポイント制

- 高度外国人材の活動内容を「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」「高度経営・管理活動」の3つに分類。
- 分類に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が**70点以上**に達した場合に、**出入国在留管理上の優遇措置**を付与。

	高度学術研究活動		高度専門・技術活動		高度経営・管理活動	
学歴	博士号取得者	30	博士号取得者	30	修士号又は 博士号取得	20
	修士号取得者	20	修士号取得者	20		
職歴			10年～	20	10年～	20
	7年～	15	7年～	15	7年～	15
	5年～	10	5年～	10	5年～	10
	3年～	5	3年～	5	3年～	5
年収	年齢区分に応じて ポイント付与	40	年齢区分に応じて ポイント付与	40	3,000万円～	50
		10		10	2,500万円～	40

**特別加算により
10点を付与**



ポイント計算表

(出入国在留管理庁：http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_evaluate_index.html)

優遇措置

- 複合的な在留活動の許容
- 在留期間5年の付与
- 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- 配偶者の就業
- 一定の条件の下での親の帯同
- 一定の条件の下での家事使用人の帯同
- 入国・在留手続の優先処理



※詳細は出入国在留管理庁ウェブサイトをご確認ください。

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_preferential_index.html

就労者（従業員）に対する特別加算の対象企業

●金融系外国企業発掘・誘致事業活用企業

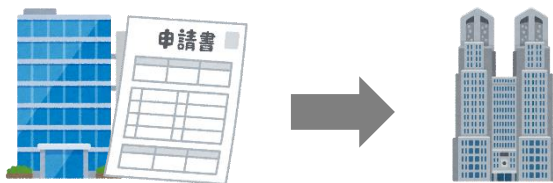
都の同事業による支援のもと、投資計画書（都内進出の意思決定文書）を東京都に提出した企業

●金融系外国企業拠点設立補助金活用企業

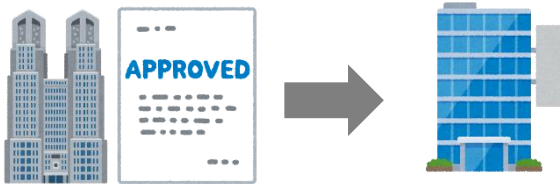
※都の同制度を活用（提出/利用）した事業年度に限り有効となります。
詳細は担当までお問合せください。

申請の流れ

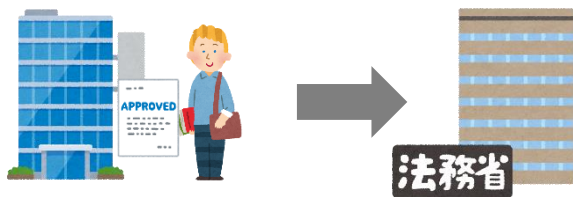
1 上記都事業を活用した企業が東京都に認定を申請



2 東京都が企業に認定書を交付



3 認定された企業の就労者が、認定書のコピーを添付の上、法務省へ在留資格認定を申請



申請書送付・連絡先

※申請書原本を以下の宛先に送付してください

ビジネスコンシェルジュ東京 丸の内窓口
(金融ワンストップ支援サービス)

●受付時間

9:30~17:30

(日本時間/土日祝日・年末年始を除く)

●電話 03-6269-9981

●FAX 03-6269-9982

●E-Mail

financial-desk@bdc-tokyo.org

●住所 〒100-7090

東京都千代田区丸の内2-7-2

JPタワー KITTE 地下1階



東京都の事業についての詳細はこちらから

<https://www.investtokyo.metro.tokyo.lg.jp/jp/>



東京都

Invest
Tokyo